

I. 計画策定スケジュール

R8.7	第1回消費生活審議会（諮問）	R8.12	パブリックコメント
R8.8	第1回消費生活審議会専門部会	R9.1	第2回消費生活審議会
R8.10	第2回消費生活審議会専門部会	R9.2	答申、計画策定

II. 計画策定のポイント

- ①時代の変化に対応し、デジタル化やグローバル化への対策、危機管理体制の強化、消費者の責務やマナーに関する項目を追加する。
- ②類似施策の整理統合を図り、施策体系を再構築することで、重点的な取組をより明確に提示する。（現行 123施策 → 改定案 69施策）
- ③各基本目標で定められていた消費者教育に関連する施策は、すべて基本目標5に集約する。
- ④数値目標について、実施した回数のみでなく、県民がどのように変わったかという成果を重視する項目を新たに設定する。

III. 第1章 計画の基本的な考え方

【計画策定の趣旨】

現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、令和9年度以降の本県の消費者施策を推進するため、第5次沖縄県消費者基本計画を策定する。

【計画の位置付け】

- ・沖縄県消費生活条例第10条に基づく消費者基本計画
- ・消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく消費者教育推進計画

【計画の期間】

令和9年度から令和13年度（5年間）

IV. 第2章 消費生活を取り巻く状況と課題

沖縄県消費生活センターに寄せられた相談内容や各種統計調査のデータをもとに、現状と課題を分析する。

- 消費生活に配慮を要する消費者の拡大
- 若年者の消費者被害防止
- 消費生活におけるデジタル技術の浸透
- 消費生活のグローバル化の進展【新】
- 本県特有の社会経済状況 等

【前計画からの変更点】現状と課題を項目ごとに集約して表記し、各分野の課題を明確化する。

第5次沖縄県消費者基本計画の概要

V. 第3章 消費者政策の基本目標及び施策体系 ・ 第4章 消費生活に関する施策の展開

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

- (1-1) 生産から消費に至る一貫した食の安全性の確保
- (1-2) 食品以外の商品・サービスの安全性の確保
- (1-3) 消費者事故等情報への適切な対応
- (1-4) 事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進
- (1-5) 大規模自然災害など緊急時における対応【新】

基本目標2 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- (2-1) 表示制度の適正な運用の確保
- (2-2) 適正な取引の確保
- (2-3) 悪質事業者に対する指導及び取締りの強化

基本目標3 消費者被害の防止と救済

- (3-1) 被害救済及び苦情処理・紛争解決の促進
- (3-2) インターネット利用に関する消費者被害の防止
- (3-3) 消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の防止
- (3-4) 消費生活のグローバル化の進展への対応【新】
- (3-5) 迅速かつ効果的な情報提供

基本目標4 持続可能な社会の実現に向けた消費行動の推進

- (4-1) 食品ロス削減の推進
- (4-2) 環境に配慮した消費行動の推進
- (4-3) 持続可能な社会の形成に資する取組の推進
- (4-4) カスタマーハラスメントを生まない消費者意識の醸成【新】

基本目標5

考えて行動できる「うちなー消費者」の育成(消費者教育の推進)

- (5-1) ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進
- (5-2) 消費者教育の担い手の育成
- (5-3) 消費生活と関連する他の教育の推進

基本目標6 消費者行政を推進するための体制の充実

- (6-1) 市町村における消費者行政体制の充実・支援
- (6-2) 消費者施策への消費者意見の反映
- (6-3) 消費者の組織的な活動への支援

◎ 新規3項目・8施策を追加

VI. 第5章 計画の実効性の確保

【推進体制】

【数値目標の設定】 現行 48項目 → 改定案 33項目

追加：消費者ホットライン188の認知度、最近の消費者トラブル事例に関する認知度、家庭系食品ロス量の削減

【進行管理及び実施状況の公表】